

- (1) 交通誘導警備員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$\text{安全費} = (\text{直接測量費} - \text{往復経費} - \text{成果検定費等}) \times \text{安全費率}$$

注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を加える前の費用である。

2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。

(※札幌市の場合、測量業務では一般的に宿泊を伴わないと考えているため、【往復経費】は発生しない。)

3. 成果検定費等とは、成果検定費、マイクロフィルム作成費、登記手数料 (登記簿・地図等の閲覧料、測量成果の謄本交付手数料等を含む) を言う。

4. 安全費率については、青本を参照すること。

- (2) (1) によりがたい場合及び熊対策ハンター及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

- (3) 北海道公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線で測量作業を行う場合は、当該路線での作業時間 (日数) に応じて、別途積上げ計算により算出する。

なお、(1) の安全費率算定の対象額としない。

#### 1-4-5 標準歩掛上の率計上費目 (青本 (参考資料) による)

### 1-5 電子成果品作成費 (青本による)

電子成果品の作成費用は、青本による。

なお、算出の対象額となる電子成果品作成費の算出式「X：直接人件費 (千円)」は、変化率 (補正分) 適用後の測量業務に係る技術者 (青本：巻末 設計業務等積算基準書第2章積算基準 (参考資料)) を対象とする。

また、「打合せ協議」にかかる直接人件費も含まれる。

### 1-6 施工条件等の明示

#### 1-6-1 施工条件等の明示

1. 測量業務の積算は、作業地域の特徴や活用できる成果類の品質に応じて、具体的な作業を想定し、様々な補正を行うことから、積算根拠となる地域区分などの適用変化率の項目を明示すること。
2. 測量作業の方法又は使用材料について指定する場合は、積算項目を明確に分け、観測方法・名称等に関する情報を規格欄等に明示すること。

ただし、受託者において計画又は任意選択となるものは、この限りでない。

#### 1-6-2 特記仕様書への記事事項

個々の測量業務において、積算の条件に係る事項については、具体的に特記仕様書に明示すること。

##### 1. 積算項目の条件に関するもの

- (1) 貸与物品、支給物品等がある場合は、その種類・数量・受渡方法及び受渡時期
- (2) 工法又は材料等を指定する場合は、具体的な名称
- (3) 特殊な材料等を指定する場合は、単価の構成と構造が分かる図面。
- (4) 成果物について、第三者機関の検定を計上する場合は、検定対象の範囲
- (5) 想定している「業務着手日」を明示

##### 2. 積算における補正に関するもの

- (1) 所定労働時間以外の作業を要する場合の、予定作業時間帯
- (2) 冬期屋外作業の補正期間に該当する場合は、補正率 (1-7-3 冬期補正率等の明記を参照)